

霧島市男女共同参画推進条例の概要について

1 条例制定の経緯

- ① 平成 20 年 3 月に策定した「霧島市男女共同参画計画」において、「平成 21 年度末までに、男女共同参画条例の制定について検討する。」と明記。
- ② 市民等で構成する「霧島市男女共同参画推進懇話会」及び庁内で組織する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」において、条例制定の必要性等について協議した結果、平成 23 年度末までに条例制定を目指すことに決定。
- ③ 平成 22 年 5 月に、市長が、同懇話会に対し、「条例に盛り込むべき事項」について検討を依頼。
- ④ 同懇話会において 12 回にわたり会議を重ね、平成 23 年 10 月 3 日に、市長に対し『提言書「(仮称) 霧島市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について」』を提出する。
- ⑤ 提言書を最大限尊重し、同推進連絡会議において、条例（素案）を作成する。
なお、素案の作成過程においては、同懇話会及び県担当課の意見を複数回聴取するとともに、1か月間のパブリックコメントを実施。
- ⑥ 平成 24 年第 1 回市議会定例会における議決を経て、平成 24 年 4 月 1 日に条例施行。

2 条例制定の意義（前文より）

我が国は、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等が保障され、男女平等の実現に向けて、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成20年3月に「霧島市男女共同参画計画」を、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、女性に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく
その個性と能力を十分に発揮できる霧島市(前文)

目的(第1条)

定義(第2条)

基本理念(第3条)

- ①男女の人権の尊重(第1号)
- ②社会における制度又は慣習の影響についての配慮(第2号)
- ③政策等の立案及び決定への共同参画(第3号)
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立(第4号)
- ⑤男女の性と生殖についての理解(第5号)
- ⑥教育や学習の場における配慮(第6号)
- ⑦国際的協調(第7号)

①～④・⑦：国の基本法に準じた理念
⑤・⑥：市独自理念

責務(第4条～第6条)

教育の推進(第7条)

市民
(第5条)

市
(第4条)

事業者
(第6条)

連携・協力

諮問

市が実施する基本的施策(第10条～第20条)

- ①推進体制の整備(第10条)
- ②男女共同参画基本計画の策定(第11条)
- ③施策の策定等に当たっての配慮(第12条)
- ④広報活動(第13条)
- ⑤情報の収集及び調査研究(第14条)
- ⑥実施状況の公表(第15条)
- ⑦附属機関等の委員の構成(第16条)
- ⑧市民への支援(第17条)
- ⑨事業者への支援等(第18条)
- ⑩防災の分野における男女共同参画の推進(第19条)
- ⑪相談及び苦情の処理(第20条)

答申・意見

禁止・留意規定
(第8条・第9条)

性別による差別的取扱いの禁止

セクシュアル・ハラスメントの禁止

ドメスティック・バイオレンスの禁止

公衆に表示する情報に関する留意

市民等で構成する霧島市男女共同参画審議会
(第21条～第27条)

「霧島市男女共同参画審議会」の概要及び同審議会の運営について

1 霧島市男女共同参画審議会の概要

① 霧島市男女共同参画審議会の主な役割

ア 「霧島市男女共同参画計画」を策定又は変更するときに、意見を述べること

条例第11条

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

イ 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べること。

条例第21条

第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

ウ 基本計画の進捗状況に対して意見を述べること

○計画の推進にあたっては、本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために毎年度、進捗状況調査を実施し、「霧島市男女共同参画審議会」へ報告し提言を求め、進行管理を行います。

条例第15条

市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

② 委嘱期間

2018年8月2日～2020年8月1日（2年間）

③ 会議の開催回数

年2回程度（平日の昼間に開催）

④ 議事及び定足数（条例第25条）

・会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の運営に関する必要な事項について（条例第27条関係）

■会議録の作成及び公開について

・会議録は会議の要点記録とし、原則として、発言者の氏名を記載しない。

・会議録は、原則として、市ホームページにて公開するものとする。

■会議の傍聴について

会議の傍聴希望があった場合には、会長が会議に諮って傍聴の可否を決定する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

「第2次霧島市男女共同参画計画」の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、2008（平成20）年3月に、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度の10年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、また、2010（平成22）年3月に、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を2012（平成24）年4月1日に施行、2013（平成25）年3月に「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しによる「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」を策定する等、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえず、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は残っています。このほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

また、国においては、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来の中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、女性の力を最大限に発揮できるよう、2015（平成27）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、2018（平成30）年度～2022年度に向けて効果的に施策を展開するために、「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定しました。

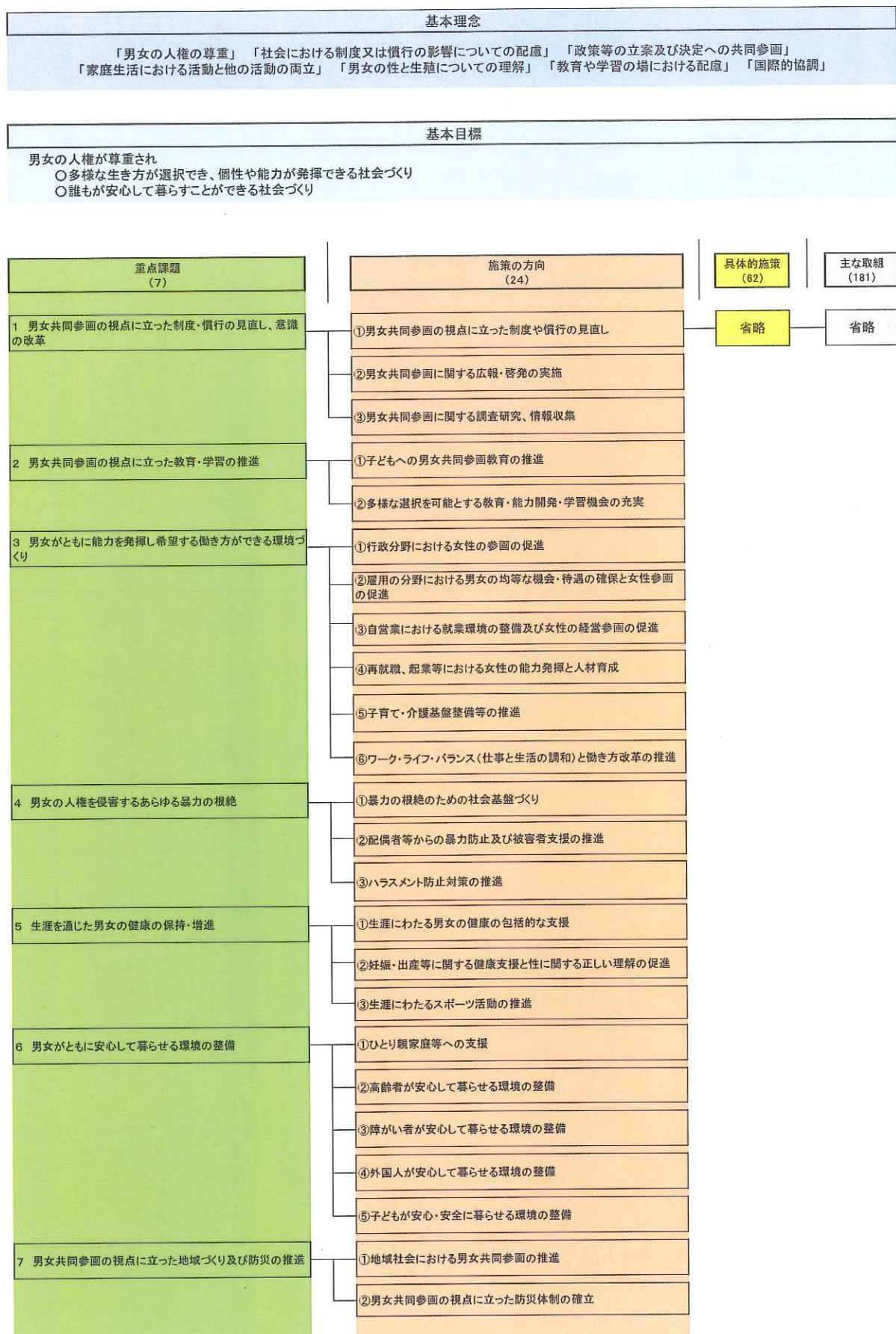
2 計画の性格（抜粋）

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び霧島市男女共同参画推進条例（平成24年条例第5号）第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画の「重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働きができる環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項＊に基づく「市町村推進計画」に相当する「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の「重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」のうち、「施策の方向（2）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項＊に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- (4) この計画は、「第二次霧島市総合計画」に掲げる6つの政策のうち、「きょうどう・市民とつくる協働と連携のまちづくり」で示された人権・男女共同参画分野の施策体系に基づき、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画の推進を目指すための個別具体的の計画です。
- (5) この計画は、霧島市男女共同参画審議会の答申、「2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査」及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成30）年度～2022年度の5年間とします。

4 計画の体系図



施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係がないように見える施策であっても、現実に男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。そのため、「男女共同参画社会の形成」は市の広範多岐にわたるあらゆる施策を横断する課題であることを認識し、全庁横断的に一体となって取組を推進します。

具体的施策

① 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的推進

男女共同参画計画に掲載されている「主な取組」について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行います。

No	主な取組	所管課	備考
1	男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施	全課	
2	男女共同参画計画に基づく関連施策の進行管理	企画政策課	

② 社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実

ジェンダー*に起因する市民の様々な問題や悩みに対応するため、各種相談事業において男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
3	性別に起因する問題や悩みを抱える市民からの相談への対応	企画政策課	
4	弁護士による無料法律相談の実施	総務課	
5	民生委員・児童委員による相談対応	保健福祉政策課	

*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（国の第4次男女共同参画基本計画）

施策の方向（2）男女共同参画に関する広報・啓発の実施

男女共同参画の重要性をあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発活動を実施します。

具体的施策

① 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発

「男女共同参画週間*」等の様々な機会を通じ、男女共同参画の理解を深める広報・啓発活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
6	「男女共同参画週間」を中心とした広報・啓発	企画政策課	
7	男女共同参画に関する地区別セミナー等の開催	企画政策課	
8	男女共同参画に関する図書等の整備 デイアセント	図書館	
9	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	
10	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	
11	人権学習会等の開催	社会教育課	

② 市職員の男女共同参画に関する理解促進

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくためには、市職員の男女共同参画に関する鋭敏な意識を育てていくことが必要なことから、男女共同参画に対する確かな理解の浸透を図る研修を実施します。また、広報物の表現が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることがなく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう努めます。

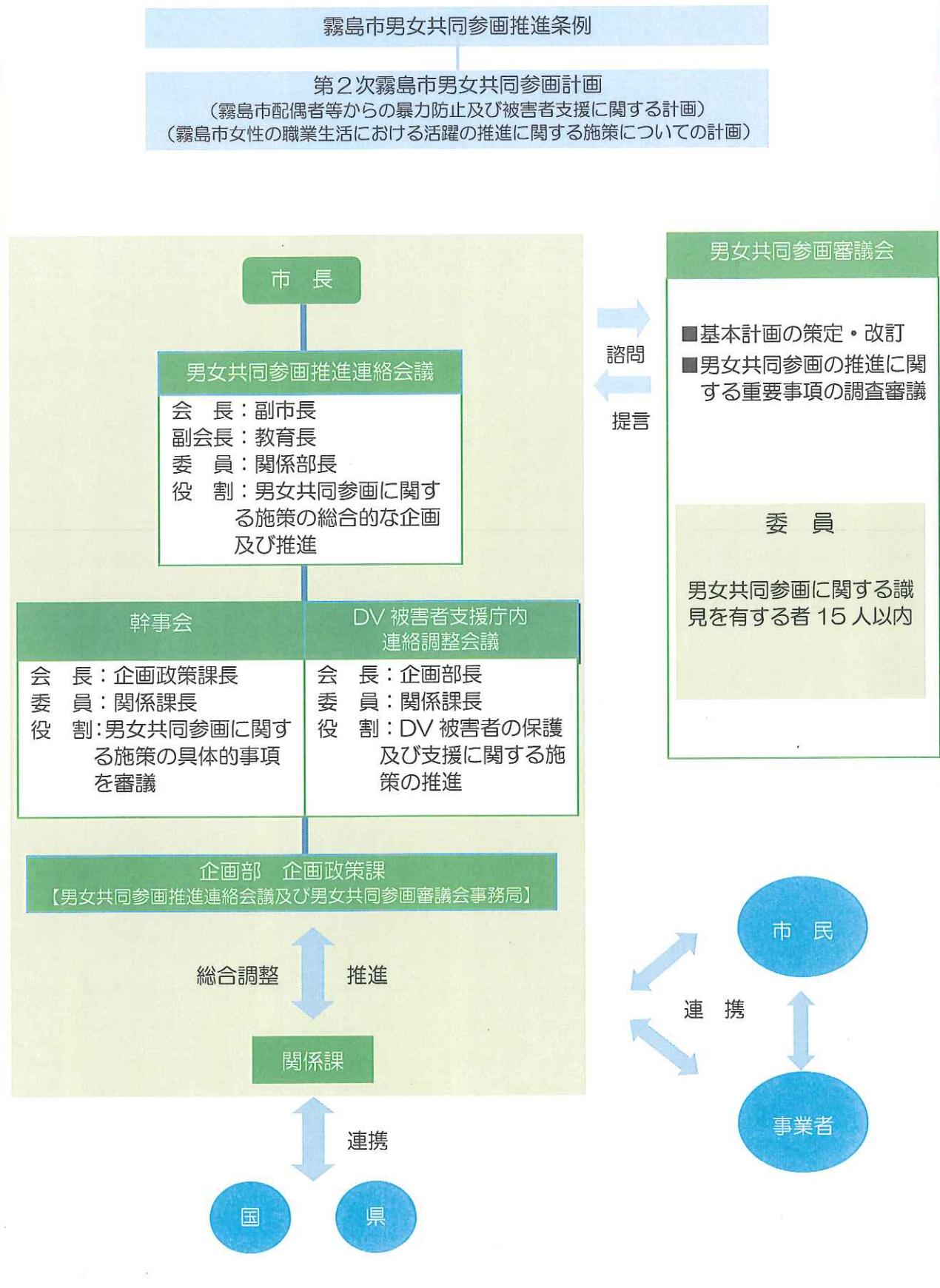
No	主な取組	所管課	備考
12	男女共同参画に関する職員研修の実施	企画政策課	
13	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」の活用	企画政策課	

*男女共同参画週間

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である1999（平成11）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を運動期間とし、内閣府が主導して2001（平成13）年度から実施している。

5 計画の推進体制

男女共同参画の推進に向けた推進体制



6 計画の進行管理

(1) 数値目標の設定

男女共同参画の推進に関してどの程度進んだのか検証するため、さらに、各分野における取組の推進力となるよう、重点課題ごとに数値目標を設定します。なお、目標数値のある指標については、推進状況に応じて数値を見直します。

重点課題1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
1	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に『反対』と思う市民の割合	企画政策課	59.5%	2016 (H28)	64.5%	2021

重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
2	子ども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	企画政策課	6回	2016 (H28)	30回	2022
3	男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	企画政策課	41.7%	2016 (H28)	66.6%	2022
4	18歳以上で教育委員会主催の各種講座等に申込をした者の割合	社会教育課 メディアセンター	9.9%	2016 (H28)	10.0%	2022

重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
5	女性の受験応募者数の割合 (市職員)	総務課	29.6%	2016 (H28)	30.0%	2019
6	審議会等への女性登用率	企画政策課	29.7%	2016 (H28)	40.0%	2022
7	家族経営協定締結数	農政畜産課	78戸	2016 (H28)	84戸	2022
8	創業相談件数 (霧島市創業支援センター)	商工振興課	42件	2016 (H28)	60件	2022
9	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	企画政策課	81.8%	2016 (H28)	87.8%	2022
10	市職員のうち男性の育児休業取得率	総務課	2.9%	2016 (H28)	増加させる	2019
11	教育・保育施設の定員数	子育て支援課	5,214名	2017 (H29)	5,614名	2019

重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
12	配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	企画政策課	61.5%	2016 (H28)	66.5%	2021
13	「DVを受けたことがある」人の割合（過去1年間）	企画政策課	1.54%	2016 (H28)	1.11%	2021
14	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	企画政策課	69.0%	2016 (H28)	74.0%	2021

重点課題5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
15	子宮がん検診受診率（20歳～69歳）	健康増進課	26.2%	2016 (H28)	31.2%	2021
16	乳がん検診受診率（40歳～69歳）	健康増進課	33.0%	2016 (H28)	38.0%	2021
17	運動習慣のある者の割合 ①（20歳～64歳） ②（65歳以上）	健康増進課	10.3% 30.7%	2017 (H29)	25.0% 38.0%	2022

重点課題6 男女がともに安心して暮らせる環境の整備

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
18	シルバー人材センター会員数	長寿・ 障害福祉課	1,008人	2016 (H28)	1,060人	2020
19	日頃の悩みや困り感を行政や 相談支援事業所に相談する割合	長寿・ 障害福祉課	10.3%	2017 (H29)	35.0%	2022

重点課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

No	項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
20	県男女共同参画地域推進員	企画政策課	9人	2016 (H28)	9人	2022
21	まちづくりや地域活動を行っている市民団体数	市民活動推進課	1,491件	2016 (H28)	1,530件	2022